



青年学校で豊かな青春を

きつと新しい視野と沢山の友だちができますよ

勤興小東の佐賀市青年の家、ここは市内で働く未婚の青年男女のやすらぎの樹蔭です。ひとりぼっちも、はづかしがりやも、ここに集まればみな仲間、たがいに励ましあつて、助けあつて、いろんなことを勉強しながら、大きく大きく育っていきます。(青年の家②3331)

佐賀市青年の家は、成章町一番七号。八幡神社のわきをぬけて北へ約二十メートル、右手にオレンジ色、南の三階建て。西側の入口からはいるとすぐ左手に事務室。正面右手に広くゆつ

ハーイ、みなさんドリームキャンプ'88へようこそ。青年学校に来られて、お友達はできましたか？飲んで、歌って、遊んでそして語り合い、多くの深い友達を作った下さね。そのためには、羞恥心を早よう捨てば！僅か一泊の短い時間をキラキラ輝く、思い出に残るキャンプにして下さね。そのためには、よう動かんば！みんな、わかった？キャンプが終わったらみんな仲間だよ。それから、このキャンプに多くの人の協力を頂きました、御苦勞様そしてありがとう。これからはチッチョリーナ会長と呼ばないで、スタッフに恵まれた幸せの会長と呼んで！
 (青年学校生徒会長 田中 常穂) "サマードリームキャンプ'88のしおり、より

今、国においては「ふるさと創生」策の一環として、『自ら考え自ら行う地域づくり』事業と銘打ち、全国すべての市町村に対し、一律一億円(今年度二千万円、来年度八千万円)を配分し、市町村の自主的・主体的な地域づくりへの取り組みを支援することとしています。

事業実施期間は二カ年度で、事業完了後も永続的な取り組みに発展させることが期待できる、いわゆるソフト事業(一部、ハード事業を含むことはできません)を主に対象としています。あえて例示しますと、人材の育成、むらおこし、地域間交流、国際交流、伝統文化の継承、地域イメージづくり、地域特産品の開発、地場産業の育成、地域情報化の推進、イベントの開催、地域福祉サービス、健康づくり、生涯学習の推進等があげられます。

佐賀の自然、歴史、伝統文化や産業を踏まえ、その特性を伸ばして個性と活力に快適性を備えた「新しいふるさと佐賀」を創っていくため、市民皆さんの英知に富んだ使いみち、すばらしいアイデアを左記により募ります。どしどしご提案下さい。

「一億円」あなたならどう使う？

アイデア募集

事務室に下りて行き、話を聞きました。それによると、ここは、自主的な学習やスポーツ、レクリエーションの活動をおして、青少年が連帯交流し、社会生活に必要な教養や技能を習得し、地域社会に貢献し得る人物を育成する目的で、市が設

置した教養向上と憩いの場、利用できる人は勤労青年から小、中、高校生・大学生および大人にまでおよんでいます。

青年の家とは？

たりのした談話室。温かい日差しをうけたソファで、二人の学生が何やら話しています。その奥は調理教室、事務室で許可証をもらい、北の階段を上ると、そこは研修室、和室、音楽視聴覚室、図書室、みんな静かに勉強しています。さらに階段を上ると、そこは広い体育館。ネットを張って男女青年達がバドミントンを楽しんでいます。

青年学校の生徒募集

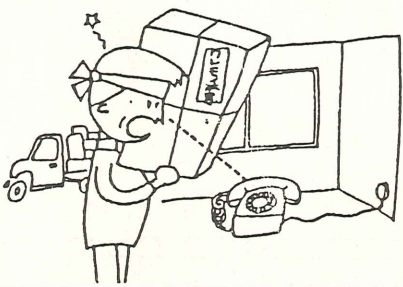
青年の家では、いま青年学校の入校生を募集しています。この青年学校の開設期間は、毎年四月から十二月までの火・木曜日で、時間は午後六時半から八時半まで。火曜日には、書道、手編、生花、スポーツレクリエーション。木曜日には着付、料理、美術の教室があり、入校生は、それぞれ自分の希望する教室のクラスに入ります。(授業料無料)入学受付は、三月一日から

青年学校の学習内容

青年学校が普通のカルチャーセンターと異なる点は、単に知識や技術を習得するだけでなく、学習を通して多くの仲間との友情を育てる場であるということです。そのため、青年学校ではクラス学習のほかに、合同学習や所外研修、キャンプや、学校祭、など生徒全員参加のもとに行う行事を設けています。

引越しシーズンです。

引越しが決まったらお早目に！



●3月～5月は移転の申し込みが殺到しますので、お早めにお申し出ください。

電話の移転工事はお早めに電話局へ……

電話、水道、ガス、下水道、電気についてのご連絡は…

電話……116(局番なし)(佐賀電報電話局)
 水道……33-1313(佐賀市水道局)
 ガス……30-6161(佐賀市ガス局)
 下水道……24-3151(市役所下水道課)
 電気……33-1111(九州電力)

NTT佐賀電報電話局
 NTTプラザ高木瀬

市県民税の申告は 3月15日まで

平成元年度の市県民税の申告は三月一日から十五日までにお願ひします。

○申告に必要なもの

○申告用紙、印かん

○給与のある人は六十三年中の給与支払証明書

○自営業の人は売上帳簿と仕入帳簿など

○医療費控除を受ける人は医療費の領収書

○生命保険料控除を受ける人は保険料の支払証明書

○障害者や勤労学生の場合はその証明書

申告の受付は、市役所市民税課のほかに、下記のとおり巡回受付をします。

○「給支支払報告書」が勤務先から市役所へ提出されている人。

六十三年度の所得税の申告書を税務署に提出した人。六十三年度の所得が給与のみで「給支支払報告書」が勤務先から市役所へ提出されている人。

市職員の給与等について

市職員の給与等は市議会の審議を通じて明らかにされておりますが、市民のみなさんのより一層の御理解を得るための概要を次のとおりお知らせいたします。

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(62年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件率(B/A)
62年度	63,311人 166,448	31,136,733千円	7,618,387千円	24.5%

(注)人件費には、特別職(市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	1人当たり(B/A)
63年度	1,160人	3,773,055千円	600,407千円	1,580,035千円	5,953,497千円	5,132千円

(注) 1. 特別職は含みません。
2. 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (63年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	264,667円	40.5歳	240,510円	39.5歳
(参考)全職員	263,097円	40.9歳	257,382円	40.1歳

(注)国の数値は、国家公務員給与と調査によります。

(4) 職員の初任給の状況 (64年1月1日現在)

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	116,700円	133,500円	121,100円	133,500円
高校卒	102,200円	108,800円	102,200円	108,800円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (63年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	215,527円	252,200円	300,200円
高校卒	173,000円	222,800円	259,100円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (63年4月1日現在)

級別	標準的な職務	職員数	構成比
9級	本庁の部長及び次長の職務又はこれに相当する職務	17人	2.3%
8級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務	31人	4.2%
7級	本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	49人	6.7%
6級	(1)本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務又はこれに相当する職務	205人	28.0%
5級	本庁の相当困難な業務を分掌する係の長の職務又はこれに相当する職務	12人	1.6%
4級	(1)本庁の係の長の職務又はこれに相当する職務 (2)特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務	273人	37.3%
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務	66人	9.0%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務	34人	4.6%
1級	一般的な業務を行う吏員、事務員及び技術員の職務	46人	6.3%

(7) 期末勤勉手当の状況 (63年度)

区分	6月期	12月期	3月期	計
期末・勤勉手当	1.4月分 1.9月分 0.5月分 3.8月分	0.5月分 0.6月分 0.6月分 1.1月分	0.5月分 0.6月分 0.6月分 1.1月分	1.1月分

(8) 退職手当の状況 (63年度)

区分	勤続期間	自己都合	勤奨・定年
退職手当	最高20年 勤続20年 勤続30年 勤続35年	60.0 21.0 41.25 48.125	63.525 28.875 54.45 63.525
1人当たり平均支給額		1,799千円	20,792千円

(注) 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(9) 特別職の報酬等の状況 (63年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
市長	870,000円	6月期 1.4月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分
助役	690,000円	計 3.8月分
収入役	630,000円	
議長	540,000円	
副議長	475,000円	
議員	430,000円	

市県民税申告受付日程

申告書受付会場	受付時間	月曜日	金曜日	9時~16時
市農協北川副支所	3月1日(水)	2日(木)		
市農協西与賀支所	3月1日(水)	2日(木)		
市農協本庄支所	3月2日(木)	3日(金)		
市農協巨勢支所	3月3日(金)	4日(土)		
市農協蓮池支所	3月3日(金)	4日(土)		
市農協嘉瀬支所	3月6日(月)	7日(火)		
市農協金立支所	3月6日(月)	7日(火)		
市農協高木瀬支所	3月6日(月)	7日(火)	8日(水)	
市農協久保泉支所	3月8日(水)	9日(木)	10日(金)	
市農協鍋島支所	3月8日(水)	9日(木)	10日(金)	
市農協兵庫支所	3月9日(木)	10日(金)	11日(土)	
新栄公民館	3月2日(木)			
日新公民館(日新小学校内)	3月3日(金)			
神野公民館	3月7日(火)			
赤松公民館	3月7日(火)			
勸興公民館	3月8日(水)			
循誘公民館	3月10日(金)	11日(土)		
中央農協新家支店	3月10日(金)	13日(月)		
佐賀市役所1階市民ホール	3月1日(水)~3月15日(水)	土曜日後、日曜日は除く		

100年の節目を祝う式典

4月1日・2日・市民会館で

佐賀市は、明治二十二年に市制を施行してから、今年をもちまして百周年を迎えます。

平成時代の幕明けとともに、百周年の節目を迎え、これまで郷土の偉大な先人達が築いてこられた百年を祝い、これからの二十一世紀に向けての新しい佐賀市の創造と飛躍の契機とするため、四月一日・二日両日に市制施行百周年記念式典を市民会館で行います。

記念式典には、米国ニュー

ヨーク州ウォーレン郡、グレンズフォールズ市の姉妹都市からお客様をお招きしております。心から歓迎しましょう。

記念式典のプログラムは次のようになっております。

◎記念式典(4月1日)

▽時間 午後1時から5時まで

▽内容 市功労者の表彰、市民の歌の発表、米国のチヤンセン氏米國プリンストン大学教授

▽演題 維新における佐賀藩士の活躍(仮題)

◎市民祝賀アトラクション(4月2日)

▽時間 午後1時30分から午後6時30分まで

▽出演者 市内各校区のグ

ループ・団体など

▽演出 浮立、踊り、民謡など

入場整理券を配布

姉妹都市歓迎の夕べ

雅楽・舞楽(4月1日)

▽時間 午後6時30分から午後8時10分まで

▽演奏 平調音取、越天楽

▽舞楽 蘭陵王、胡蝶、抜

頭、春庭花

◎記念講演(4月2日)

▽時間 午前10時から11時40分まで

▽講師 マリウス・B・ジヤンセン氏米國プリンス

トン大学教授

市民の歌が決まりました。

金賞は、「さかのうた」

で、祖父と孫の女子高生のコンビが作ったものです。

金賞は、「さかのうた」

作曲 山本愛子(多布施一

丁目7番31号)

作詞 溝上文雄(北川副町

下武16)

「市民の歌」

決まる

佐賀市のイメージソング

市民の歌が決まりました。

金賞は、「さかのうた」

で、祖父と孫の女子高生の

コンビが作ったものです。

金賞は、「さかのうた」

作曲 山本愛子(多布施一

丁目7番31号)

作詞 溝上文雄(北川副町

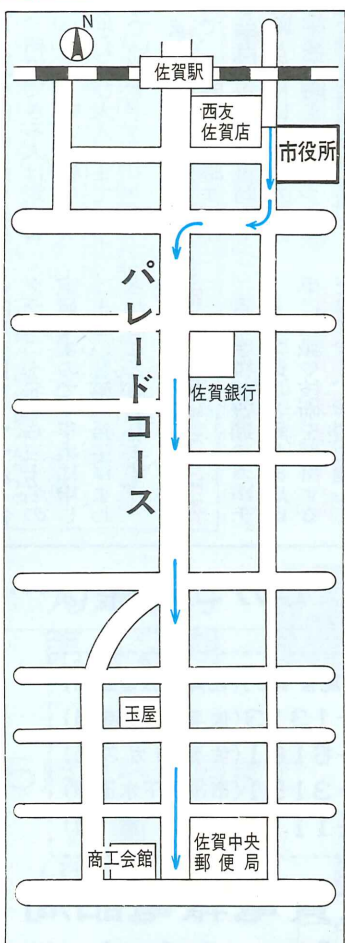
下武16)

「市民の歌」

祝賀パレード

中央大通り交通規制

市制施行百周年を記念して、四月一日に市役所から佐賀中央郵便局までの中央大通り約二キロのコースでパレードを行います。(左図)パレードには、小・中学校の金管バンドをはじめ、各種団体、企業などのほか、姉妹都市訪問団も参加されます。



米国ニューヨーク州ウォーレン郡、グレンズフォールズ市からの姉妹都市訪問団が三月三十日から四月四日までの六日間佐賀市に滞在されます。

訪問団は、招待者を含め総勢三十六人で、滞在期間中は、記念式典に参加したり、記念植樹、今後の姉妹都市交流の打合せなど行われます。

フランス・オキーフ市長のほか、数人の方が、四月二日に市制施行百周年を記念して開催される桜マラソンに出場されます。皆さんもご声援ください。

姉妹都市から来佐

訪問団の主な日程は、次のとおりです。

▽3月30日

午後10時佐賀市着

▽3月31日

午前9時30分県庁表敬訪問、午前10時30分市役所表敬訪問、午後1時30分市内視察・記念植樹

▽4月1日

午前9時30分パレード参加、午前11時市内で買物、午後3時30分姉妹都市調印式(市民会館)、午後6時30分歓迎の夕べ(雅楽・舞楽観賞(市民会館)、午後7時30分能観賞(井内能舞台)

▽4月2日

午前9時桜マラソン応援、(神野公園・総合グラウンド)、午後1時30分市民祝賀アトラクション観賞(市民会館)、午後4時市内家庭訪問

▽4月3日

午前9時九州陶磁文化館、午後2時30分波戸岬、午後3時30分鏡山

▽4月4日

午前6時佐賀市出発

あなたと私の生活展

期間▶3月4日(土)～5日(日)
午前10時～午後4時
会場▶佐賀市民会館(入場無料)

生活展は、あなたの身近な問題をとりあげ、新しいくらしの提案をします。会場では、悪質商法の手口から、くらしに役立つ法律知識を紹介し、また消費生活の相談窓口や、血圧測定や簡単な健康相談の窓口も設けています。そのほか、消費者グループが考案した生活用品のリフォームや研究成果の紹介、県トラック協会の協力で、荷造りや宅配の相談コーナーも設けます。

リサイクル

「あなたにとって不要な

臨時福祉特別給付金が支給

今般の税制改革における消費税の導入に伴い、高齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得者の在宅なたりお年寄りの方などに対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金(一時金)が支給されることになりました。

支給額は、臨時福祉給付金(福祉給付金)に支給対象者一人につき一万円、臨時介護福祉給付金(介護福祉金)に支給対象者一人につき五

児童手当が変わります

手当の対象は、十八歳未満の子どもの二人以上を養育し、うち一人が義務教育就学前である場合で、対象期間中は子どもが生れてから概ね6年間です(但し、所得制限あり)。

手当の額は、子どもが二人の場合は年額三万円・三人の場合は年額六万円、日常生活等においてお子さまの健全な成長に活用して頂きたいと思ひます。

くわしくは市社会課(内線384)へ。

保険料は所得額から控除されます

国民年金の保険料は確定申告の際、社会保険料控除として所得控除の対象になります。控除の対象となる

のは、六十三年中に納められた保険料です。この一年間に納められた保険料を確認の上、年末調整あるいは確定申告をされる時に忘れず控除の手続きをして下さい。くわしくは市役所年金係までおたずね下さい。



昭和63年国民年金保険料額			
月額	定額	1月～3月	7,400円
	付加保険料	400円	
年額	定額	91,500円	
	定額+付加	96,300円	

市職員を募集

市では、技能労働職員の採用試験を次のとおり実施します。

▽受験資格
次のいずれにも該当する者①平成元年四月一日現在満三十歳未満の者②佐賀市に昭和六十四年一月一日以前から引き続き居住し、住民登録している者

▽採用予定人員
若干名

“国保納税相談、
3月5日(第一日曜日)
時間＝午前9時から午後4時まで
場所＝市役所一階⑥番窓口
問い合わせ先＝市保険年金課納税係
☎3151 内線338・468

納め忘れを防ぐには、どうすればいいか?
やっぱり納め忘れはコワイなあ。納め忘れを防ぐ何かいい方法はありますか?

前納等の方法があります
やはり、「保険料納付は自分で管理」を肝に銘じ、「納付案内書」が届きましたら、できるだけ早く納めることが大事です。どうしても忘れがちな人は、あらかじめ1年分や一定期間分を前納する制度をご利用ください。前納しますと割引があり、手間も省けて便利です。



あなたの年金Q&A

お知らせ
恒例の桜まつりは、4月2日(日)、金立山いこいの広場、神野公園、蓮池公園でそれぞれ行われます。

◎金立山いこいの広場のパンガローの利用申し込みは、4月1日(土)から受け付けます。(市商工観光課)

2月28日～3月13日
春の火災予防運動期間
寝る前にもう一度火元の点検を

貸して安心 借りて安心

●勤め先が忙しく農業に手が回らない●年をとった後継者もいない●転作をするのに技術や機械がない●農地を売りたい、買いたいなどお考えの方

この事業を活用すれば、農地法の許可を受けずに、農家の申し出により、市が「農用地利用増進計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することによって、安心して農地の貸し借りなどができます。

特に二月と三月は、農地流動化強調期間に当り、各町区の農地流動化推進員(農業委員)と農業委員会協力員(生産組合長)の協力のもと、各農家の皆さん方を訪ね、農地の有効利用と流動化を促進する意味から、ヤミ小作や遊休農地の実態調査やチラシを配布することによって、農地の貸し借りの掘り起こし活動を推進しております。

○貸したら、借りたら、こんな特典(主なもの)
○貸借期間が終了すると自動的に貸借関係は消滅し、確実に農地は返還されます。離作料も支払う必要はありません。

○市と農業委員会が中に入っているので貸し借りは安心です。

○中核的担い手農家に農地を貸した人には、要件に合えば「農地流動化助成金」が交付されます。

○農地を売った場合、譲渡

農用地利用増進事業

所得の特別控除が五〇〇万円あります。

○農地を買った場合、不動産取得税は取得価格の三分の一が控除されます。

○所有権移転などの登記は農業委員会が代行いたします。

○借し貸りの受付は年二回(前期三月一日から四月十五日まで、後期九月一日から十月十五日まで)

ただし、農用地利用増進事業での貸し借り以外のものは毎月十五日が受付締切日です。

くわしくは市農業委員会事務局☎3151内線463へおたずね下さい。

年額600円で最高百万円の保障!

市民交通災害保険
『佐賀市民であればいつからでも加入できます。』

①保険料・年間一人一口六百元(一年分)(二口まで加入できます)

②保障内容

1口加入の場合	
(1)死亡、後遺障害のとき	1,000,000円
(2)けがのとき(実治療日数)	
7日未満	5,000円
7～30日未満	10,000円
30～60日未満	20,000円
60～90日未満	30,000円
90～120日未満	50,000円
120～150日未満	70,000円
150～180日未満	90,000円
180日以上	120,000円

※2口加入は保障も2倍
『安全はまずわが家から職場から』

③保障期間
・平成元年四月一日から一年間

④受付開始
・平成元年三月一日から

⑤受付窓口
・市内の銀行・相互銀行・金庫郵便局農協除く各校区婦人会

家族みんなで加入しよう
くわしくは、市総務課交通安全対策係☎3151内線155へ

ヤマハ音楽教室入会受付中!!

●3歳児のための		●小学生のための	
ヤマハ3歳児ランド	(開講4月)	児童科	(開講5月)
●4・5歳児のための		ヤマハエレクトーンスクール	(開講5月)
幼児科	(開講5月)	ピアノ個人レッスン	(随時)
		子どもの英語教室	(開講4月)

中央楽器ミュージックサロン
(佐賀新聞社前) Tel29-1678

北部センター (若楠小正門前) Tel31-8336
南部センター (ハローみなみ内) Tel29-1678

一家計調査にご協力を (県総務部統計課)

佐賀が好きです

3月19日～4月2日

春の「川を愛する週間」

清流をみんなの手で

みんなのものに

もう外は春です。川は春のやわらかい日射しを浴びて、キラキラ輝きはじめています。

魅力あるまちづくりには、川の流れはなくてはならないもの。しかしその川も、ゴミやヘドロで汚れては困ります。

市民の皆さん一人一人の力が、この川や町を美しく変えるのです。豊かな水辺環境と美しい川づくりに、皆さん方の粘り強い参加を願ってます。

「清流をみんなの手でみんなのものに」をスローガンに、平成元年最初の「川を愛する週間」が三月十九日から始まります。

なければ達成出来ないものです。水対策市民会議と市では、特に今回の「川を愛する週間」から一年間、河川への不法投棄や、汚濁物質の流入を防止する呼びかけや、チラシの配布、ポスターの掲示、河川美化を呼びかける看板の設置など、市民の皆さんに河川愛護を積極的に呼びかけていきます。

不自由をかけていた 清掃用具がそろいます

「川を愛する週間」のために清掃用具が不足し、皆さんに大変迷惑をかけておりました。今年度の「川を愛する週間」から清掃用具の数をふやします。整備数は、ピーク時の清掃用具希望総数の八割程度ですが、うまく運用することにより十分に足りる数と思えます。皆さんの御協力をお願いします。

捨てない・汚さない・持ちかえろう

佐賀市水対策市民会議発足以来、市民の皆さんの協力により、市内の川も大分きれいになってきています。しかし一歩裏通りに足を踏み入れますと、まだまだ投げ捨てられた空き缶やゴミが目立つようです。

この対策といたしまして向う一年間「捨てない、汚さない、持ちかえろう」を合い言葉に、市民の皆さんの川を愛する意識を高める啓蒙運動を展開していきます。

す。とりあえず春の「川を愛する週間」中に、この運動の一環として各町区にある公民館や公民分館、町区の掲示板に河川愛護ポスターの掲示をしたり、自動車学校を訪問し、ドライバ

二団体三個人を表彰

佐賀市水対策市民会議では、「川を愛する週間」を前に日頃から河川浄化運動に貢献されている、二団体と三個人を三月十八日、市役所市民ホールで表彰いたします。

個人

今泉光（鍋島）

鍋島部落の自治会長として町区内の水路を巡視しゴミの不法投棄、不法埋立ての防止、家庭雑排水たれ流しの改善を指導、嘉瀬川の空缶回収などに指導力を発揮され、町区民一体となつて河川環境の美化に努力される。

古賀高（城井樋）

新村川水系代表として流域住民をよくまとめ、河川浄化、美化に努められ、地元にあつては若楠小の十周年記念として同校西側水路に鯉の放流を提案、実施され、児童、PTAに喜ばれた。

貞富公次（本庄）

河川浄化運動の主旨を十分に理解され、二回の「川を愛する週間」に関係なく町内の水路の泥土揚げや河川ゴミの除去などコツコツと清掃して地区民から賞賛され河川浄化運動にも貢献された。

西松原自治会（山下会長）

昭和三十六年以来、河川清掃を自治会の全体事業としてとらえ、町内の事業所事務所などに河川清掃への参加を呼びかけ全員参加のもと、町内を流れる松原川の停滞ゴミや水草の除去、泥土揚げ等を積極的に実施し現在市が実施している水辺環境整備の取り組みのべ

お電話ください

佐賀給食グループ

(株)予章

佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)7つのしあわせを
お届けします!!

夕食材料ママセット

- ①くらべてください
生鮮品を多く使っています
- ②雨ニモマケズ
風ニモマケズ
●毎日お届けします
- ③ムダを省いて
大変お得
●必要量をパックします
- ④美しいカラー
写真献立表付
●もう今夜のおかずが悩まされません
- ⑤好きな日だけご注文
●追加取り消しは当日9時
まで受け付けします
- ⑥忙しい奥さま!!
お留守にしても安心です...
●保冷箱に入れてご指定の
場所へ
- ⑦栄養のバランスを
考えています
●専門の栄養士がメニュー
をつくりま

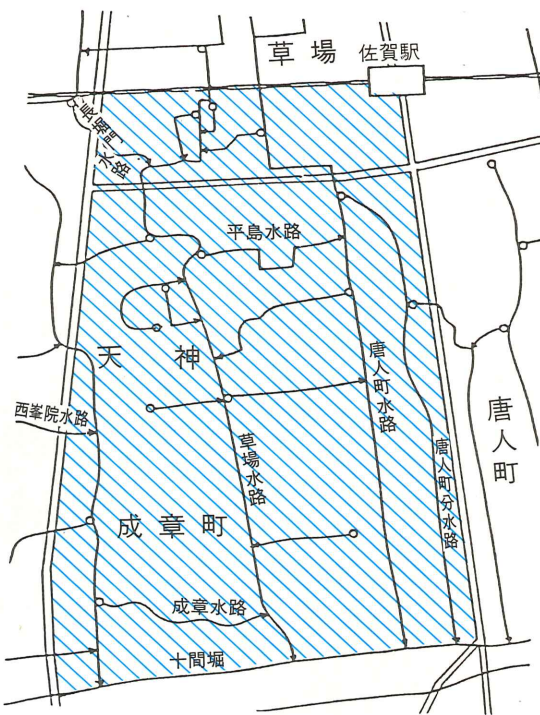
- ①ママセットのお申し込み方法
お申し込みは下記の事項を申込書又は電話にてお願い致します。(営業部員が参上します)
●ご住所及び配達場所(できるだけ詳しく、目標があればそれもお願いします) 当方は地図で照合致します。
●ご氏名(貴方のお名前と配達先のお名前) お電話番号。
●ご希望の日付、曜日(献立表をご覧の上好きな日付をお選びください。一週間続けておとりいただかなくても結構です。)
- ②お届け方法
お申し込みいただいた翌日からお届け致します。
- ③取消変更は
当日午前9時まで結構です。
- ④お支払いは現金にて
(ご希望の日は銀行振り込みでも結構です)
1週間払い、月2回払い、月1回払い、その他、ご相談により決めさせていただきます。
(佐賀銀行本店 普通預金番号 1078078)

河川特集

川のきれいな

清掃重点地区(第二回目)を指定

水対策市民会議と市では、指定を受けますと地区住民の皆さんと話し合いの結果、次のことを決めました。重点的に清掃や浚渫改良が実施されます。二月二日関係地区の代表に一斉に清掃する。(雨天の場合は四月二日)



青斜線内が清掃重点地区

河川浄化をめざして
各水系合同会議

大覚寺、善左エ門、西念寺水系河川浄化対策連絡協議会の二十八町区が一同に集まる合同会議が、三月七日大覚寺で開かれます。会議は毎回春と秋の「川を愛する週間」前に開かれ、今回で八回目になります。午前中は報告、河川清掃の取組協議、午後は各モデル水系のネットワークの事前調査をする予定です。



主要水路を事前調査する協議会のみなさん

この合同会議は河川浄化に対する意識が高く、その活発な活動は他町区の模範となつています。住民の皆さんの自主的な活動を歓迎し、水対策市民会議はこのような市民の会やボランティアの会が市内全域に広がることを願っております。

市で、事前にネットワーク等について調査する。三、天神地区については会社企業が多く、河川清掃の人数が不足するため、地元と市が会社や企業を訪問し、協力をお願いをする。四、河川浄化意識の高揚を図るためPR、広報活動などの啓蒙運動を展開する。

し尿浄化槽が川を汚していませんか？

川やクリークは公有水面といつて国の財産です。これらの川やクリークを不法に埋め立て、駐車場や資材置場に利用したり、小屋などの建物を建てるなど罰せられます。また官民有地の境界査定を受け、有水面上に許可なく橋を架けたり看板を立てたりしている場合は撤去のうえ原状回復させます。



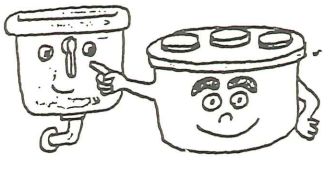
川やクリークはみんなの財産です

提出し、占用許可や境界確定を受けなければなりません。また許可を受けても五年に一回は更新手続きが必要で、途中で許可事項に変更が生じたり持主が代った場合はそれぞれの手続きが必要です。また更新や変更手続きが済んでいない方は早めに手続きを済ませて下さい。不法埋立や不法占用は水害の原因や河川清掃の妨げになります。お互いに注意し、住み良い環境を創りましょう。

浄化槽は日頃の維持管理が大切です

設置者の皆さんはつぎのような点に注意して下さい

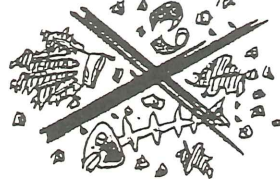
①トイレの洗浄水は十分に流す。



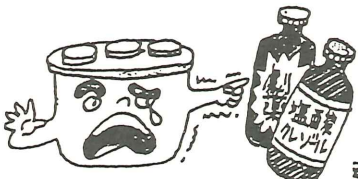
④浄化槽の電源は切らない。通気口や送風機の空気とり入れ口はふさがらない。



⑦台所からの野菜くずや天ぷら油などは、できるだけ流さないようにする。



②便器の掃除に、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



⑤マンホールの上に物を置かない。蓋はいつも閉めておく。

⑥消毒剤は切らず、常に消毒されるようにする。



③トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



県内約10万人が加入中「小さな掛金、大きな補償。」

5人以上のグループでこの保険に加入できます。

保険料(年額1人あたり)

■スポーツ少年団、子ども会など中学生以下の子どものグループ 350円

■文化活動、奉仕活動のグループおよび老人のグループ(ゲートボールなど) 600円

■ママさんバレーなどの地域スポーツグループ、高校の運動部および大学・会社などのスポーツ同好会など 1,050円

注:ほかに学生連盟、実業団連盟に所属する団体の加入も扱っています。

3月15日より受付開始!!

加入依頼書は3月20日以降市保健体育課

又は各校区公民館窓口でどうぞ。

補償の内容

傷害保険	死亡・後遺障害	最高 1,200万円
	入院(1日あたり)	3,800円
	通院(1日あたり)	1,200円
賠償責任保険	支払限度額	対人 5,000万円 対物 100万円

対象となる事故

■グループ活動中の事故 ■往復途上の事故

保険期間

平成元年4月1日より翌年3月31日まで(申込受付は3月から)

■お問い合わせは

財団法人 スポーツ安全協会佐賀県支部

☎0952(30)7716

をねうな大きな今

「差別」に思う

県教育委員会
AETアネスラング

「差別」とは、人間が「物」や「人間」の集団に対して、その物や人間の価値とは無関係になされる差別のことを言っていると思えます。

人類史上、常に人間のある集団は差別されてきました。古代ローマ帝国のキリスト教徒たち、18世紀半ばから現代までのアメリカの黒人たちが、日本においても、多くの人が差別されてきたことを聞いています。

私が思うには、差別はある人間の集団が別の集団に対して、様々な形で有害なものを与える危険なものなのです。アメリカでは、南北戦争まで黒人が理由もなく殺されてしまうほど差別され、迫害を受けていたが、一体なん

のためだったのでしょうか。彼らは人間でなかったのでしょうか。

黒人たちの中でも、多くの人が科学や宗教や政治、教育その他の分野で、すばらしい力量を示したものでした。遺伝学的にみても、黒人、白人、黄色人種に人間として何ら異なることはない筈です。

差別は、部外者が新しい考え方を恐れ、おのれの生き方のみにしがみついて、それを失うことを恐れる人々の集団によって生まれた社会病であります。

私は、まだ半年足らずしか日本に滞在していませんが、いくつもの差別を感じました。幼い子どもたちは、私を見ると、まるで私が宇宙人でもあるかのように、「ガイジン!」「ガイジン!」と指さして呼

ぶのです。

この行為そのものは、私を困らせることはないのですが、私は、むしろ、彼らのことが心配になるのです。

つまり、だから私も注意されたいまでも、そのうち成長し大人になっても、「ガイジン!」と言いつづけることでしょうか。

このような行為は、人を外見だけで判断し、自分たちの集団から除外しようとする行為でもあるのです。

「外人」とか「外国人」は確かに「よそ者」を意味します。なるほど、私は日本人では

ありませんが、毎日のように五歳位の子どもたちから「ガイジン!」と指さされて呼ばれる必要はないと思えます。アメリカにいたとき、私に

は佐世保で生まれ、育った友だちがいました。彼は典型的な西洋人の容姿で、ブロンドの髪、青い瞳、そして背も高かったのですが、日本語は流暢に話せ、読み書きもとても上手でした。

彼は、日本人でしょうか、それともアメリカ人なのでしょう。書物は、表紙だけで判断できない筈です。

今日の世界は、あらゆる国々の人々が交流する時代です。衛星放送のおかげで、アフリカのニュースがニューヨークや東京、モスクワの人々でさえ、同時に知ることができ

ます。私たちの世界は小さくなっています。私たちは、地球をお互いに分かち合い、平和に生きてい

かなければならないと思えます。ただ単に、人種、性、宗教、国籍が異なるからと言って、その人を差別する理由にはなりません。

その人が持つ特質や力量を示すチャンスを与えてやるべきだと思えます。だれにでも、その人にしかない人間としてのすばらしい素質がある筈です。

人権について
日本の二つの面
佐賀大学経済学部留学生
于 軍

私は日本に来て日本が人権を尊重しているデモクラシーの国だと最初に印象づけられました。卑近な例を挙げますと日本は公共の場所が高い声で話し

たり高笑いする人がほとんど見えます。それは日本人が自分の自由を守るために、周りの人たちの自由を侵さないように注意しているからだと思われま

す。さらに例をあげますと日本の大学特に国立・公立大学では学長と学部長は民主的選挙によって選出され、また、学校の重要な事項は行政機関の命令によるのではなく教授会の民主的議論によって決められ

ています。もっと大きな例を挙げますとリクルート問題ではその実情が新聞やテレビなどマスコミで暴露、追求されており、野党と国民はこの問題について公に政府を批判しておりま

す。このことは日本の国民側が新聞、言論の自由の権利をもっていることを示すものでしょう。

海外からみた人権問題

人権

英語指導助手
ミッシェル・レビン

ところが他の側面から見れば日本では人間の差別もあります。日本に部落差別の事実があることを耳にしました。

外国人についても、アメリカ人が最高であり、次はヨーロッパ人、それからアジア人という順位をつける傾向が一部の日本人の意識の中に全然ないとは言えないでしょう。

国際化しようとする日本はまず周辺のアジアに目を向けアジアの人々と平等に協力すべきではないでしょうか。

日本軍国主義者が日本以外のアジア人を下等の民族とみなし、それがアジア諸国を侵略したことにつながったのではないのでしょうか。

この歴史的教訓から見れば人間の差別の徹底と民族の平等ということは日本が国際化を進める上で重要なことと思われ

私は、常に人権というもののは、すべての時に、あらゆる国の、あらゆる個人に適用すべきであると信じてきました。しかし、日本に比べて、いろいろな人々と話をするうちに、人権について、それぞれに全く違った見方を持っていることに気がきました。

西欧社会では、いかなる考へや意見も声に出して言う自由、多くの道を追求する自由など、自分の行為が他人を傷つけない限り、個人として行動する自由がとて強調されています。そのため、政府が、個人の行動の自由を干渉しないことが最優先されるため、多くの社会的な問題を

解決しようとする時に厳しい状況に遭遇してしまいます。一方日本では、西欧で不可能と思われるような、移民や市民権、厳しい麻薬規制、強い保護貿易などの法律をつくる権力を政府が持つ、国民を守る「役割」を演じ、国民も外圧からの自由という意味での自由を得ているように見えます。

つまり、日本においては「自由」は明らかに少ないけれども、より多くの「く」から自由があるように思えます。民主主義が存在する二つの国、日本とアメリカ合衆国では、自由をそれぞれ強調することが違っています。が、両国民にとって、国家を組織する方法が決して一つではないことを認識することが重要なことです。

二つのタイプの自由は、お互いに反対の立場にあるように見えますが、民主的社會を機能させるためには、これらの自由の間に、ある種のバランスが存在しなければなりません。

日本での人権

英語指導助手
ステイブ・スワルツ

日本における人権について書いてほしいと頼まれたとき、アメリカ合衆国で培った遺産とはいえ、民主主義の定着した日本では人権についてたい

した問題はなく、立派な経歴をもっているように思っています。深く考えたことはありません。

日本において、アメリカ合衆国で考えるような人権侵害を目撃したことはありません。しかし、時々人権侵害ではないかと思うことがあります。それは、学校で子供達が体罰を受けることです。

優秀

小学校の部

○見え見えかいいめれつこの心の中が
附属小五年 深町 寧子

○今こそ勇気の言葉を出して
勸興小六年 山口 貴子

中学校の部
○いじめを見て注意一言掛けよう
成章中一年 高柳 里美

○差別する心の貧しさはすかしさ
金泉中一年 岸川亜紀子

一般の部
○生き方の違い認めて守る人権
大財一五五九 栗林美津子

○許すまい差別と偏見のいじめ
金立町三〇三三 川副 敏朗

佳作
小学校の部
○つなぐ手にかよわせようあたたかさ
新栄小二年 長谷川まき子

○その言葉自分に言われてどう思う
西与賀小三年 福田諭実子

○見つけよう人の持つてゐるいいところ
神野小六年 浜沖 美香

○手をつなぎみんなで歩こうなまみち
兵庫小六年 徳島 祥子

○心にはズシと重いあだ名だよ
高木瀬小六年 金崎 麗

中学校の部
○差別なくみんなと語るほほえみを
鍋島中一年 洲 勝敏

○おもいやりひとのいたみを知る気持ち
金泉中一年 福井 啓介

○君には平等という字が書けるかい
芙蓉中三年 空閑 朱美

○かざらない本音の心でふれあいを
成章中三年 古賀架奈恵

○見ぬふりをしているあなたもいじめっ子
昭栄中三年 小柳 陽子

一般の部
○解ったと言ってるそばから差別語が
本庄町二四一四 野口 義通

○守れ人権 高めよふれあい
兵庫町東洲 古賀みつ代

○自らの心で裁け差別や偏見
本庄町一〇七一 小山 優二

○今世紀 たたねばならぬ差別の根
鍋島町八戸溝 中溝千枝子

第10回「人権に関する標語」入選作品が決まる

○差別意識は他人と思わず自分から
嘉瀬町荻野 江口 悦子

問題集
同特

しあわせを求めて

アジアから見た日本・日本人—その人権水準を問う

全国同和教育研究大会から

第四十回全国同和教育研究大会が、昭和六十二年十一月二十六日から二十八日まで、大分市で開催された。

全体会には、全国から二万人の参加者が会場を埋め部脱落への熱意と意欲がみなぎっていた。

大会は八分科会、三十二会場に分かれてありましたが、私は特別部会に参加させていただきまし。

その中で、表記の発表をされたシンガポール星州日報、東京特派員の陸培春(ル・ペイチュン)氏は在日十五年の流暢な日本語でつぎのように話しました。

日本人は金持ちになるにつれてますます驕るようになってきました。

日本の対外資産は一兆ドルに達し海外に旅行した人は昨年は六百八十三万人、納税者の長者番付では何十億円の税金を払う「金持ち」もでた。

こんな統計数字をみたら、だれもが日本の「豊かさ」を認めざるを得ないでしょう。

数年前、「ジャパン・アズ・ナンバワン」という本がベストセラーとなった時、日本人は「本当か」と信じなかつたのです。

ところが残念なことに、そ

の豊かさとともに悪習も身につけてしまひました。カネが日本人を傲慢・愚昧かつ無知にしてしまひました。

外国製品を積極的に輸入せず、外国人に対する労働市場も解放せず、ただ自国のヒトとモノを世界の隅々まで集中豪雨のように進出させていることは、日本による新たな侵略行為と言っても過言ではないでしょう。

国際交流とか国際化などと無邪気に叫ぶばかりで、ヨソのものをでくれば拒否するのは日本人の傲慢さでなくてはならないでしょう。

一部の日本の国民の間から「何だ、彼らは耳が聞こえないために言葉をききと話すことができないじゃないか。そのために顔の表情や動作などで、ぼくたちに表現しようとしているのだな。」

本当の交流

佐賀市立鍋島中学校
三年 松 永和 義

ぼく達の学校は、開校当時から近くのろう学校との交流が行われている。内容は、交流のバレーボール大会や、文化発表会、交流旅行などである。しかし、時々ぼくは、学校の生徒全体が、本当にろう学校の生徒達のことをわかってあっているだろうか。と思うことがある。ぼく達は、身体

ぼくが、そういう風に思っただけで、半年ぐらい前の学校の恒例である交流旅行だった。その時のぼくは、クラスで「今度の交流旅行に参

加したい人」という言葉に、「どうせまだし、行ってみようかな。」と、ほんの軽い気持ちで参加することにした。旅行当日は、とても天気が良かった。そして、集合場所であるろう学校の生徒達を紹介された時、心の中はちよつともつていた。

「何だ、彼らは耳が聞こえないために言葉をききと話すことができないじゃないか。そのために顔の表情や動作などで、ぼくたちに表現しようとしているのだな。」

その姿にぼくは何か違和感を感じた。たった耳が聞こえないくらいで、変な人たちだと思つた。話が終わった後、バスに乗りこんだが、バスの中では見学地に着くまでろう学校の生徒とは話すことはなく、一緒に参加した友達と話をしていた。

何時間かたつて、ある見学地に着いた。そしてその中を見学していると、パソコン

は「日本はアメリカに負けはしたが、中国には負けてはいない」とか、「日本は中国や韓国に対して何も悪いことはしていない。中国や韓国は、何かという日本戦争責任を持ち出すが、親が罪を犯せば子にも責任があるというのか」という言葉がでるようになってきた。

また、以前の大臣が、「白色人種がアジアを植民地にして悪者にされる、日本には侵略の意図はなかった」という暴言をばかに至りました。

過疎の村の嫁不足を埋めるためにフィリピン女性を連ねてくることなども、要するにビカピカの円で解決しようとする態度で、そういう発想にはその土地の貧しい民衆に配慮する視点が欠けています。

三年前、マレーシアに帰つた時、文盲で漢字は自分の名前しか書けない母は私にこう言いました。

「日本人は軍隊を派遣しなくても、首都クアラルンプールのたくさんの土地を手に入れた」

「あ、それか。敗戦国で貧困のどん底にあった日本が、いまや真の「ジャパン・アズ・ナンバワン」の地位を確保したが、今はふたたび

「ここに一緒に座ろうよ。」というようにささぐさで彼を誘つた。すると山口君は最初の一瞬だけ驚いた表情をしたがすぐさま、

「ありがとう」というような表情で笑つてくれたので一安心した。しかし、「これからどうしようか」という不安が出てきた。あまりこちらから話したくないなあという気分だったので、どうにかなれと思つて、慣れない手つきで、マウスを使って顔を描き、横に山口君の顔と平仮名で付け加えた。とても上手とは、えない、まるで幼稚園児が描いた絵のようだった。すると山口君は、ぼく達とは違つた変におかしな笑いで、その絵を見て声を出しながら「あらあら」と笑つたのだ。

その時、ぼくは何を考えていたのだろうか。今でも思い出すことができない。しかし、顔は山口君と一緒に笑つていた。彼と同じ表情をして楽しそう

に笑つていた。その中でぼくは、温かさを感じた。何もない空間に、ほんわりと浮かぶ温かさみたいな感じだった。その時のぼくの心には、かざりつけだけの同情なんかはなかった。一緒に喜んで、楽しんでるなあといううれしさがこみあげてきた。本当に誘つてよかったと思つた。これが交流なんだなあ、と初めて気づいた。

旅行も無事に終り、何か月もたつてぼくは旅行の事をうつつらとしか憶えていなくなつた。そして、忘れかけていた山口君とまた再会した。手と手がかいた握手をしながら口では表せない心の中での会話をした。この時に、またあの時の感動が戻ってくるような感じがした。この時も、心の中はすがすがしくてうすよごれてはいなかった。

この体験を通じてぼくは、ろう学校などの身体障害者の

企業も

真剣な取り組み

三回実施してきました。今年で十三年目を迎えました。これまでの受講生は二千名となりました。

その5 雇用促進事業団 佐賀技能 開発センター

当センターは、「職業に必要な知識と技術を習得させると共に、豊かな人間性を持つ人材の育成」を目的としているため、国民的課題である同和問題については特に重要な問題と位置づけています。

そして、この国民的課題への取り組みとして、職員や入所生一人ひとりが、人権問題を正しく認識し、自ら実践できるように研修を一九七五年(昭和五十年)から毎年

に笑つていた。その中でぼくは、温かさを感じた。何もない空間に、ほんわりと浮かぶ温かさみたいな感じだった。その時のぼくの心には、かざりつけだけの同情なんかはなかった。一緒に喜んで、楽しんでるなあといううれしさがこみあげてきた。本当に誘つてよかったと思つた。これが交流なんだなあ、と初めて気づいた。

旅行も無事に終り、何か月もたつてぼくは旅行の事をうつつらとしか憶えていなくなつた。そして、忘れかけていた山口君とまた再会した。手と手がかいた握手をしながら口では表せない心の中での会話をした。この時に、またあの時の感動が戻ってくるような感じがした。この時も、心の中はすがすがしくてうすよごれてはいなかった。

この体験を通じてぼくは、ろう学校などの身体障害者の



は、日本国憲法の中心である「基本的人権の尊重」を大黒柱にすえ、「明るく楽しい職場づくり・人材育成」に専念していくところでありま。

また、同和教育のいっその推進を図るため、毎週月曜の全体朝会の際に「人が人として認め合える職場・明るく楽しい職場・健全で安全な日々を」などについて話をしております。

なお、昭和六十三年度の所外研修会佐賀市で行われた第十三回部落解放西日本夏期講座・唐津市で行われた佐賀部落解放研究所第六回総会並びに研修会等)に約二十名の職員が参加しました。

以上、本所の取り組みの概略を述べましたが、「同和问题の正しい理解・認識」について、努力をしていますが、必ずしも十分とはいえない面があるかも知れません。

新しい年を迎え、日新に二十一世紀の豊かな平和への足みを求め続けることを願っています。

当所として、日本国憲法の中心である「基本的人権の尊重」を大黒柱にすえ、「明るく楽しい職場づくり・人材育成」に専念していくところでありま。

で、それは、障害者にとつては単なる気休めにすぎない。本当に障害者のことを思うならば、お互いにわかりあえる仲になることが大切である。

